

第三節 共同学校事務室

第四十七条の四

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）²を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てることが困難であるとき³その他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。

5 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項⁴は、政令で定める。

〔参照条文〕 学校法三七四（事務職員の職務）

〔改正経過〕

平成二九年法律第二九号（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律）により旧第四七条の四を第四七条の三に繰り上げ、本条を追加。

解説

一 本条は、平成二九年の本法の改正により新設されたものである。

公立小中学校の事務職員の配置状況は、一校当たり約一人であり（平成二八年五月時点）、学校事務をいかに効率的に実施するかは学校運営を考える上で大きな課題であった。複数の学校における事務業務を共同で実施するという方法は、平成一〇年の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」において、「学校事務・業務の共同実施を推進するための方策を検討する」として提案された。その後、学校事務の共同実施に関する事務職員の加配措置等を通じて、共同実施の取組が普及してきた。共同実施の形態については、例えば、週一回程度集まって業務を行う方法や各校の事務職員を集中配置するものなど、各教育委員会において自主的に運用されていたが、その態様は様々であり、実施に当たった際の権限や責任が明確でない、共同実施を行う業務の範囲が曖昧であるといった課題があった。このような背景を踏まえ、平成二九年に本法を改正し、共同学校事務室を制度化するとともに、共同実施を行う場合の服務監督に係る責任・権限関係や業務範囲の明確化を図ることとした。共同学校事務室において複数の職員が業務を遂行することで、ミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上などを通じた事務処理のさらなる効率化が期待されるところである。

なお、本条の制定と同じ法改正（義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二九年法律第五号））において、学校における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の役割について「事務に従事する」から「事務をつかさ

どる」に見直され、事務職員が一定の責任をもって学校の事務を自己の担任事項として処理することとなった（学校法三七四）。

二 第一項では、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三七条第一四項の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができることとした。

共同学校事務室を設置する場合には、共同学校事務室を置く学校及び事務の共同処理を行う学校名、共同処理を行う事務の具体的内容及び範囲等について、教育委員会規則で定めることとなる。

三 第二項及び第三項では、共同学校事務室には、室長及び所要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとしている。

四 第四項では、共同学校事務室の室長及び職員は、指定を受けた学校であつて当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てるものとしており、学校の事務職員として任用されていることを前提としている。具体の発令方法については、共同学校事務室を設置する教育委員会の規則等に基づいて行うこととなる。

なお、共同学校事務室の室長は、事務の共同処理を行う際に、各学校の意向を踏まえらるよう各学校の校長等とよく連携を図ることが重要であり、また、各教育委員会等は、共同学校事務室及び各学校の校長等との連携を緊密に図り、必要な支援を行うことが重要である。

五 第五項は、以上の各項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項について政令で定

めることを認めたものである。

六 県費負担教職員の服務は、市町村教育委員会が監督する（法四三一）ことから、市町村立の学校の事務職員及び共同学校事務室の職員に対する服務監督権については、いずれも市町村教育委員会に属する。実際の服務監督については、所属する学校の職務に当たる場合においては校長の監督を、共同学校事務室の職務に当たる場合においては室長の監督を受けることとなる。業務外における信用失墜行為等の監督責任については校長も室長も責任を負うものではない。

なお、平成二九年度の改正時に、教職員定数の算定に関する特例の改正として、小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、共同学校事務室が置かれている場合に事務職員の特例加算を行うことができることとされた（義務教育諸学校標準法一五〔五〕及び同法施行令七五）。

注 解

1 「事務職員がつかさどる事務その他の事務」については、事務職員が処理することとされている事務のほか、例えば、自治法等により、事務の共同処理の対象となる学校の校長等に委任される予算執行事務等の校務も含まれる。なお、校務以外の事務を共同学校事務室の事務とすることは想定していない。

2 「共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるもの」については、本法施行令第七の二において、①教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務、②教職員の給与及び旅費の支給に関する事務、③その他共同学校事務室において共同処理することが効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定めるものが定められている。

3 「当該職員をもつて室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるとき」とは、例えば、共同学校事務室を設置して事務の共同処理を行う学校の事務職員に経験の浅い職員ばかりで適任者がいない場合などが考えられ、このような場合には、例えば、事務室が置かれる学校の校長が室長を兼ねることなどが想定される。

4 第二項から第四項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項として、本法施行令において、市町村の教育委員会が、県費負担教職員を共同学校事務室の室長又は室員に充てようとする場合には、その任命権者である都道府県教育委員会の同意を得なければならないこととしている（令七条の三）。